

共同住宅消防計画

- * この計画は、消防法令に基づき [] で守らなければならないことを決めたものです。
- * この計画は、当該防火対象物の住人と出入りする全ての人を守らなければならないなりません。
- * 防火管理者は、この計画の実施について全ての権限をもっています。そして共用部分の管理を行います。
- * 住人は、それぞれの住宅内を管理するとともに防火管理者や、共用部分の管理に協力しなければならないなりません。

1 日ごろから注意すること

お互いに注意しあうこと

- ① 廊下や階段などの避難路と防火戸やベランダの間仕切板(避難器具)の近くには、避難若しくは閉鎖及び間仕切板の破壊に支障となる品物を置かないこと。
- ② 階段の下や建物の外まわりなど、人目の届かない場所に燃えやすいものを出さないこと。
- ③ それぞれの住宅内と喫煙場所に決めた場所以外では、禁煙すること。
- ④ 消防用設備等の故障や破損、避難のときの障害、火災予防についての異常などを知ったときは、防火管理者に連絡すること。
- ⑤ 消防署の指導やこの計画に基づき実施する消防訓練に参加すること。
- ⑥ その他防火管理者が火災予防などについて指示すること。

それぞれが守ること

- ① ベランダ部分は、大切な避難通路ですから障害となる品物を置かないこと。
- ② 電気やガス器具、暖房用の設備器具などは、安全に使えるよう点検整備すること。
- ③ 石油ストーブなどの燃料は、安全な場所に保管すること。
- ④ 吸い殻などの火の始末を完全にすること。
- ⑤ 外出するとき、寝る前には火の元を確認すること。

- ⑥ 住宅内やベランダ部分に設置された感知器や避難はしごは、いつでも作動あるいは操作できるように管理すること。

放火防止対策

- ① 建物内外は、整理整頓すること。
② 共用部分等には、可燃物等を置かないこと。

防火管理者が実施すること

- ① この計画を作成(変更)して所轄消防署長に届け出ます。
② 防火戸と消防用設備等をいつでも使える状態に管理します。
③ 廊下や階段など避難の経路の安全性を保つよう管理します。
④ 住人の方に、防災についての必要な協力をお願いします。
ア それぞれが守り、実施すべきことについて
イ 消火と通報及び避難訓練の参加について
ウ 避難に支障となる品物の撤去、回収について
⑤ 権原者に対する報告など
ア 安全を守るための提案と消防署からの指摘事項などについて
イ 消防用設備等の異常の有無について
(消防用設備等の点検結果は、権原者が、3年に1回消防署長に報告します)
⑥ 消防訓練についての報告
消防訓練の計画と実施の経過について保管し、査察等の際に消防署に報告します。
⑦ 適正な防火管理業務を遂行するために、別表1「防火管理台帳」を作成するとともに、前記の届出、報告書類を本計画と一括して保管しておくものとする。

消防訓練と伝達

- ① この住宅で守るべきことや災害が起きたときの活動要領などについて、随時みなさんに伝えます。
② 災害が起きたときに活動する内容どおりの消防訓練を、毎年（ ）月頃行います。

* 防火管理業務委託

日常の守るべきことや災害が起きたときの消防活動の一部を、別添委託状況等のとおり委託しています。

2 災害が起きたときの活動

1 火災が起きたとき		
役割	担当	活動内容
通報連絡	火災発見者と通報連絡員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大声で知らせる（非常ベルを鳴らす） ・ 119へ通報する ・ 近くの消火器で消火する
避難と避難協力	火元及び火元直近以外の住人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣者（特に、寝たきり等の身体障害者）に大声で避難の方向を指示（介護）し、安全な場所まで避難させる ・ 避難状況（避難完了、逃げ遅れ）を指揮者に連絡する
消火	上記以外の居住者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手近な消火器を火点に集結する ・ 消火器、水バケツなどで消火する
2 地震が発生したときの活動		
<p>火災のときの活動のほか次のことに注意する</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする ② 地震が発生した場合は、使用中の火気の消火を行う ③ 各設備器具は、安全を確認した後使用する 		

この計画は、（ ）年（ ）月（ ）日から実施します。

防 火 管 理 台 帳

防火対象物 名称・所在地		名 称 所在地		
管 理 関 係	所 有 者	氏名・住所（名称・所在地・代表者職・氏名）		
	管理権原者	氏名・住所（名称・所在地・代表者職・氏名）		
	防火管理者	氏名・住所（名称・所在地・代表者職・氏名）		
建 物 概 要	構造様式(階数)	建築面積		収容人員 人 (従業員数) () 人
	() 造 (耐火・準耐火・その他)	延面積	m ²	
	(/) 建	敷地面積	m ²	
電 気 ・ ボ イ ラ ー ・ 危 険 物 概 要	施設別（能力・容量・取扱数量等）		許可（許可・届出） 年月日	

消防用設備等	設備別（種別・数量・設置等）	設置（届出）年月日
各階平面図	(消防用設備等設置位置及び避難経路を図示したもの) * ただし、防災センター等にこれと同等の図面を本消防計画と一括して備える場合は、省略することができる。	
備考		

自主検査チェック表（定期）

区分	検査項目	結果	
建築物及び工作物	1	防火区画(床又は壁)の埋めもどし施工は、完全であるか。	
	2	防火戸、防火シャッター及び閉鎖装置は、破損、さびつき等がなく、確実に作動するか。	
	3	防火戸、防火シャッターの作動ライン内に物品を存置していないか。	
	4	防火戸、防火シャッターの直近に可燃物を存置し、延焼媒介となるおそれがないか。	
	5	常時閉鎖式防火戸は、開放状態のまま放置していないか。	
	6	避難口扉の開放方向は、外開きとなる等、避難上適正であるか。	
	7	階段、通路等の避難施設の床面は、避難に際しつまづき又はすべり等が生じるおそれがないか。	
防火管理	8	収容人員の定員管理は、適切に行っているか。	
	9	消防計画は、実態に即した内容とし、従業員に防火上必要な教養、訓練を実施しているか。	
	10	増改築、模様替え等の工事を行う場合は、適切に防災計画を樹立し、万全を期しているか。	
	11	非常用出入口に通じる通路は、有効に確保しているか。	
	12	建築物内外は、常に整理整頓し、可燃物は放置していないか。	
	13	終業後の防火点検は、確実に実施しているか。	
避難管理	14	避難口扉は、開放した時、開いた扉によって避難通路を狭めることがないか。	
	15	避難口扉は、避難に際して合鍵を用いることなく、屋内から解錠することができるか。また、解錠方法の表示があるか。	
	16	避難口扉は、カーテン等で隠蔽したり、鏡その他の装飾品等を設けたりして識別の妨げとなっていないか。	
	17	避難口付近は、物品等を存置し、避難上支障となっていないか。	
	18	防火戸、防火シャッター等のそでとびら又はくぐり戸は、避難に際して直ちに開閉することができるか。	
	19	避難通路は、入場者の避難が容易に行うことができるように、すべての避難口に直通しているか。	
	20	避難通路は、入場者の避難上有効な幅員となっているか。	
	21	避難通路、避難階段に避難上支障となる物品を存置していないか。	
	22	階段を一部の用途専用となるように区画し、避難の障害となっていないか。	
	23	客室内に避難施設等を図示した避難経路図の掲出を行っているか。	
防規 炎制	24	カーテン、幕類、布製ブラインド、じゅうたん、展示用合板等の防災対象物品は防災性能を有しているか。	
	25	防災性能を有するものには、防災ラベルを貼付しているか。	
火気使用設備・器具	26	火気使用設備・器具等の構造は適正か。	
	27	火気使用設備・器具等の付近は整理整頓され、可燃物は火災予防上安全な距離を有しているか。	
	28	煙突、煙道の構造は適切か。また、可燃物とは安全な距離を有しているか。	
	29	厨房設備のフード、フィルター、ダクト内は、定期的に清掃し、防火ダンパーの維持管理は適切か。	
	30	火気使用設備等は、取扱責任者を定め、使用時の監視並びに使用後の点検を励行しているか。	

自主検査チェック表（定期）

区分		検査項目	結果
電気 設備 ・ 器具	3 1	電気配線は、適切な配線工事をしているか。	
	3 2	電線、コード、器具等は使用場所、用途に適合したものを使用しているか。	
	3 3	電気設備は、必要な知識及び技能を有する者によって保守点検し、安全に使用しているか。	
使用 の 制限 火	3 4	裸火の使用、危険物品の持ち込みをする場合は、必要最小限度とし、消防署の許可を受けて行っているか。	
	3 5	喫煙の管理は、喫煙場所を設けて適切に行っているか。	
	3 6	喫煙所や喫煙場所を示す標識は、適切に掲出されているか。	
危険 物 等	3 7	消防法又は堺市火災予防条例で定める数量以上の危険物等（指定可燃物等、圧縮アセチレンガス、無水硫酸、液化石油ガス、生石灰、毒物、劇物を含む。）を無許可又は無届けで、貯蔵又は取扱いをしていないか。	
検査実施日	年 月 日	防火管理者確認	
検査実施者			

備考【不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告します。】

凡例【 ○→良・×→不良・◎→即時改修 】

消防用設備等自主点検チェック表

実施設備	確認箇所	点検結果
消火器	<ol style="list-style-type: none"> 1 設置場所に置いてあるか。 2 薬剤の漏れ及び消火器の変形、損傷、腐食等がないか。 3 安全弁がはずれ、封の脱落がないか。 4 ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部につまりがないか。 5 圧力計は指示範囲にあるか。 	
屋内消火栓設備 泡消火設備 (移動式)	<ol style="list-style-type: none"> 1 使用上の障害となる物品はないか。 2 消火栓扉は確実に開閉できるか。 3 ホース、ノズルが接続され、変形、損傷等がないか。 4 表示灯は点灯しているか。 	
スプリンクラー設備	<ol style="list-style-type: none"> 1 散水障害がないか。 2 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。 3 送水口の変形及び障害物の存置がないか。 4 スプリンクラーヘッドに漏れ、変形はないか。 5 制御弁は常時「開」の状態になっているか。 	
水噴霧消火設備	<ol style="list-style-type: none"> 1 散水障害がないか。 2 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。 3 管、管継手に漏れ、変形がないか。 	
泡消火設備 (固定式)	<ol style="list-style-type: none"> 1 泡の散布を妨げるものはないか。 2 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。 3 泡のヘッドの詰まり、変形はないか。 	
二酸化炭素 消火設備 ハロゲン化物 消火設備	<ol style="list-style-type: none"> 1 起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。(手動起動装置) 2 手動起動装置の直近の見やすい箇所に「二酸化炭素消火設備」「ハロゲン化物消火設備」の表示が設けてあるか。 3 スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれはないか。 4 貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。 	
屋外消火栓設備	<ol style="list-style-type: none"> 1 使用上の障害となる物品はないか。 2 消火栓扉の表面には、「消火栓」又は「ホース格納庫」と表示されているか。 3 ホース、ノズルに変形、損傷がないか。 	
動力消防ポンプ	<ol style="list-style-type: none"> 1 常置場所の周囲に使用の障害となる物品がないか。 2 車台、ボディー等に割れ、変形、ボルトの緩みがないか。 3 管そう、ノズル、ストレーナー等に変形、損傷がないか。 	
自動火災報知設備	<ol style="list-style-type: none"> 1 表示灯は点灯しているか。 2 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 3 用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。 4 感知器の破損、変形、脱落はないか。 	
ガス漏れ火災警報器設備	<ol style="list-style-type: none"> 1 表示灯は点灯しているか。 2 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 3 用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。 4 ガス漏れ検知機の変形、損傷、腐食がないか。 	
漏電火災警報器	<ol style="list-style-type: none"> 1 電源表示灯は点灯しているか。 2 受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、油、煙、ほこり、錆等で固着していないか。 	

消防用設備等自主点検チェック表

実施設備	確認箇所	点検結果
非常ベル	1 表示灯は点灯しているか。 2 操作上障害となる物品がないか。 3 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等ないか。	
放送設備	1 電源監視用の電源圧力計の指示は適正か。また電源監視用の表示灯は正常に点灯しているか。 2 試験的に放送設備により、放送ができるかどうかを確認する。	
避難器具	1 避難に際し、容易に接近できるか。 2 格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在がわかりにくくなっていないか。 3 開口部付近に書棚、展示台等がおかれ、開口部をふさいでいないか。 4 降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。 5 標識に変形、脱落、汚損がないか。	
誘導灯	1 改装等により、設置位置が不適正になっていないか。 2 誘導灯の周囲には、間仕切り、ついたて、ロッカー等があつて視認障害となっていないか。 3 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ、適正な取り付け状態であるか。 4 不点灯、ちらつき等がないか。	
消防用水	1 周囲に樹木等使用上の障害となるものはないか。 2 道路から吸管投入口又は採水口までに消防自動車の進入路が確保されているか。 3 地下式の防火水槽、池等は、水量が著しく減少していないか。	
連結散水設備	1 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障はないか。 2 送水口に変形、損傷、著しい腐食等はないか。 3 散水ヘッドの各部に変形、損傷がないか。 4 散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。	
連結送水管設備	1 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障はないか。 2 送水口に変形、損傷、著しい腐食等はないか。 3 放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となるものがないか。 4 放水口を格納する箱は、変形、損傷、腐食がなく、扉の開閉に異常がないか。	
非常コンセント設備	1 周囲に使用上障害となる物品はないか。 2 保護箱は、変形、損傷、腐食等がなく、容易に扉が開閉できるか。 3 表示灯は、点灯しているか。	
無線通信補助設備	1 地上及び地下の無線機接続端子には、無線機接続端子である旨が表示されているか。 2 地上及び地下の無線機接続端子に変形、腐食がないか。 3 地下の同軸ケーブルは、外形上著しいたるみ、亀裂等がないか。	
検査実施者氏名		防火管理者確認

備考【不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告します。】

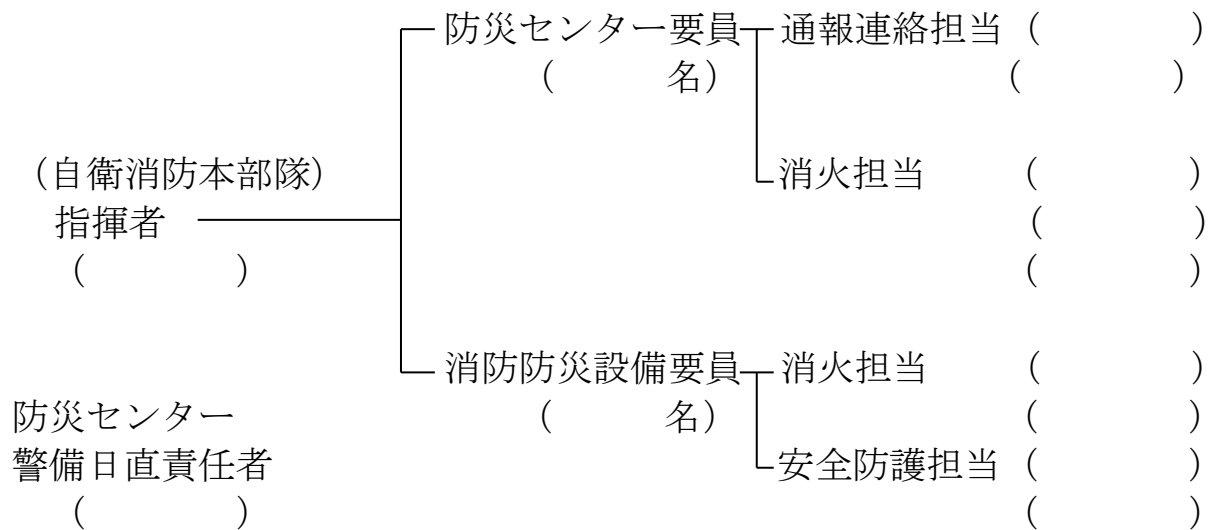
凡例【 ○→良・×→不良・◎→即時改修 】

自衛消防組織の編成と任務

本部隊の編成		任 務
自衛消防隊本部長 ()		自衛消防隊を統括する(指揮、命令、監督)
自衛消防隊長 ()		本部長の補佐、任務の代行
自衛消防副隊長 ()		本部長、隊長の代行
指 揮 班	班長 () 班員 () () () ()	1 隊長の補佐 2 自衛消防隊の本部設置 3 地区隊の命令伝達及び情報収集 4 消防隊への情報の提供及び災害現場への誘導 5 その他必要な事項
通 信 連 絡 班	班長 () 班員 () () () ()	1 119番通報及び通報確認 2 館内への非常放送及び指示命令の伝達 3 緊急連絡表等による関係者への連絡 4 その他必要な事項
消 火 班	班長 () 班員 () () () ()	1 初期消火を指揮 2 出火階へ直行し初期消火作業を実施 3 その他必要な事項
避 難 誘 導 班	班長 () 班員 () () () ()	1 出火階及び上層階の避難開始指示命令の伝達 2 要救助者、逃げ遅れ者等の確認及び報告 3 警戒区域の設定 4 その他必要な事項
応 急 救 護 班	班長 () 班員 () () () ()	1 応急救護所の設置 2 負傷者の応急措置 3 救急隊との連携及び情報の提供 4 その他必要な事項

休日・夜間の自衛消防組織編成表

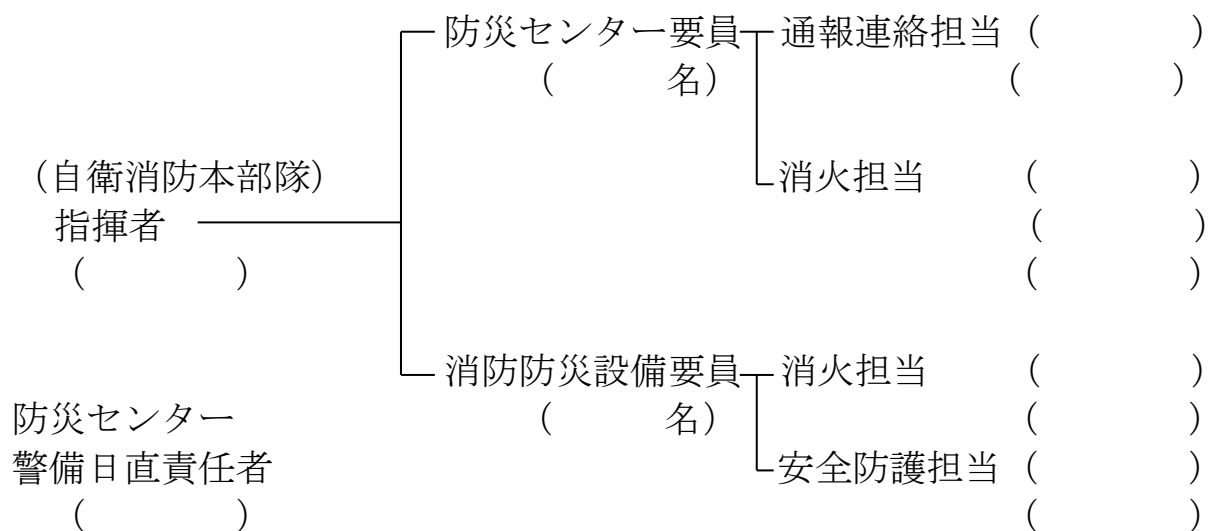
1 休日の指揮体制



休日出勤者も自衛消防活動を行うものとする。

- 1 防災センターへの通報連絡
- 2 初期消火

2 夜間の指揮体制



夜間の残業者も自衛消防活動を行うものとする。

- 1 防災センターへの通報連絡
- 2 初期消火

防災教育の実施予定表

対象者	実施時期	実施回数	実施者		
			防火管理者	防火担当者 責任者	火元責任者
管理職	月 月	年 2 回	○		
社員	月 月	年 2 回	○		
	朝礼時	必要の都度		○	○
新入社員	採用時	採用時1回	○		
派遣社員 アルバイト パート	採用時	採用時1回	○		
	就業時	必要の都度		○	○
備考	○印は、対象者に対する実施者を示す。				

自衛消防訓練予定表

訓練種別		訓練内容	実施月
部 分 訓 練	指揮・情報訓練	情報訓練、指揮命令の伝達と消防隊への情報提供など、指揮活動についての訓練	月 月
	通報・連絡訓練	消防機関への模擬通報、店内への非常放送など通報連絡についての訓練	月 月
	消火訓練	消火器設置場所の確認と操作、屋内消火栓設備の機能、操作要領など初期消火についての訓練	月 月
	避難誘導訓練	避難誘導の方法、避難完了確認など避難誘導についての訓練	月 月
	安全防護訓練	危険物件の応急措置、防火戸の閉鎖、転倒落下物の除去など安全防護についての訓練	月 月
総合訓練		部分訓練を組み合わせて総合的に行う訓練	月
合同訓練		総合訓練などの時、消防署に指導を依頼して、消防署と合同で行う訓練	月
・震災訓練 ・ガス漏れ対応訓練		地震やガス漏れ事故を想定して実施する訓練又は防災機関が行う訓練の参加	月

火災予防組織編成表

防火管理者	防火担当責任者		火元責任者	
	階		室	
			室	
			室	
			室	
	階		室	
			室	
			室	
			室	
	階		室	
			室	
			室	
			室	
	階		室	
			室	
			室	
			室	
	階		室	
			室	
			室	
			室	

火災通報要領

1 1 9 番通報例

指令係員	「はい119番です 火事ですか 救急ですか」
通報者	「()」です
指令係員	「場所はどこですか」
通報者	「()市()町()丁目()番 ()号()です」
指令係員	「何か目標になるものはありますか」
通報者	「()の()北側です」
指令係員	「何階建ての何階が燃えていますか」
通報者	「()階建ての()の()階が燃えています」
指令係員	「何が燃えていますか」
通報者	「()が燃えています」
指令係員	「けが人、逃げ遅れはいますか」
通報者	「逃げ遅れが()人いるようです (わかりません)」
指令係員	「あなたのお名前と、今おかけの電話番号は」
通報者	「()といいます 電話番号は()—() です」
指令係員	「わかりました すぐいきます」

非常放送の要領

1 火災放送

館内の皆様にお知らせします。
（ ）階の（ ）で火災が発生しました。
係員の指示に従い、（ ）側の階段を使って避難してください。

2 自動火災報知設備の発報時の放送

館内の皆様にお知らせします。
只今、（ ）階で火災感知器が作動しましたが、確認中ですので
係員の指示があるまでお待ちください。（2回繰り返す）

3 地震発生時の放送

館内の皆様にお知らせします。
只今、地震が発生しました。ラジオ、テレビのスイッチを入れ、以後の地震情報に注意してください。
火気を使用している場所では、火を消して安全を確認してください。
また、屋外に飛び出すと、落下物による危険性があります。次の指示があるまで、机の下や柱の付近の安全な場所に身を寄せて待機してください。

4 避難開始

館内の皆様にお知らせします。
地震が落ち着きました。只今から（ ）町の（ ）に避難しますので、1階（ ）に集まってください。
集まる際は、転倒物、落下物に注意しながら、係員の指示に従って行動してください。なお、階段は（ ）側及び（ ）側を利用してください。

5 負傷者確認のための放送

館内の皆様にお知らせします。
只今の地震により、ケガをした方や具合が悪くなった方がおりましたら、近くの係員にお知らせください。
係員は負傷者を1階（ ）まで搬送してください。

ガス漏れ事故防止対策

第1 日常におけるガス漏れ事故防止対策

1 ガス会社等が行う定期点検等の立会い

防火管理者は、ガス会社等が行う定期点検等に立会い、状況の確認に努める。

第2 ガス漏れ時の応急措置対策

1 ガス漏れ覚知時の措置

防火管理者は、ガス漏れの通報又はガス漏れ火災警報設備等の作動により、ガス漏れを覚知した場合は、次に定める必要な措置をとる。

① ガス臭気の通報があった場合、防災センターの勤務員は、ガス漏れ場所のガス臭気の程度及び行った措置等について聴取し、その状況等を必要に応じて館内放送する。

② 防災センターの勤務員は、ガス漏れ火災警報設備等の作動したことを放送する。また、検知器の作動した場所の従業員は、その状況を防災センターに報告する。

③ ガス臭気の通報があった場合、防災センターの勤務員は、直ちにガス漏れ区域に直行し、その状況を防災センターに報告する。

2 通報連絡

防災センターの勤務員は、ガス漏れを確認後、直ちに大阪ガス（ ）営業所（電話番号 — ）及び119番へ通報するとともに、自衛消防隊長に報告し、放送設備により必要に応じた周知手段を講じる。

3 火気使用設備・器具の使用停止と喫煙等の禁止

防災センターの勤務員は、ガス漏れが発生した場合、次の内容を放送する。

① ガス器具のほか、電熱器を含むすべての裸火の使用禁止

② 喫煙の禁止

③ 電源スイッチ操作の禁止

④ 火花を生ずるおそれのある作業又は行為の禁止

4 避難誘導

ガス漏れが発生した場合、自衛消防隊長は時機を失することなく在館者に避難の指示をするとともに、火災時の自衛消防活動と同様の避難誘導體制をとる。

5 漏えいガスの排除

漏えいガスの排除にあつては、窓等の開放による自然換気を原則として拡散排除に努める。

6 立入禁止区域の設定

立入禁止区域を設定する時期は及び範囲、設定要領については、次による。

① 立入禁止区域を設定する時期は、ビル内のガス漏れの状況及び避難状況を勘案してできる限り早い時期に設定する。

- ② 立入禁止区域の範囲は、避難を指示した範囲とし、その区域にある出入口付近等爆発による影響があると思われる部分を判断のうえ、禁止区域を設定する。
- ③ 立入禁止区域の設定にあたっては、ロープ及び標識等により表示し、区域を明示する。

7 消防隊及びガス会社への情報提供

消防隊及びガス会社の職員が到着したときは、事故内容及び措置についての情報を次により提供する。

- ① 漏えい箇所
- ② 爆発の有無、発生箇所及び被害の状況
- ③ 緊急遮断等ガス供給停止の有無及び停止箇所
- ④ 火気使用設備・器具の使用停止及び電源遮断の状況
- ⑤ 避難誘導の状況
- ⑥ 死傷者及び逃げ遅れ者の有無及び人数
- ⑦ 自衛消防隊の活動状況

8 緊急遮断弁を閉止した場合における復旧の際の留意事項

緊急遮断弁を閉止した場合、ガスを使用している施設にあつては、次の事項を遵守しなければならない。

- ① 器具栓、元栓及びメーターコックをすべて閉止し、ガス会社の許可があるまでこれを操作してはならない。
- ② 関係機関又は防災センターからの指示があるまで、一切の火気を使用しない。

第3 教育及び訓練

1 教育の実施

ガス漏れ事故防止対策の教育は、防災教育の時期に合わせて実施するものとし、内容は次によること。

- ① ガス爆発の影響範囲に関する知識
- ② ガス漏れい時の措置
- ③ ガス漏れ火災警報設備等の機能
- ④ 緊急遮断弁の位置及び閉止の基準等
- ⑤ その他必要な事項

2 訓練の実施

ガス漏れ事故防止対策の訓練は、自衛消防訓練の時期に合わせて実施するものとし、実施内容は次による。

- ① 通報伝達
- ② 爆発防止措置
- ③ 在館者等の避難誘導
- ④ ガス漏れ箇所の確認

- ⑤ 緊急遮断弁の閉止操作
- ⑥ 立入禁止区域設定
- ⑦ 救助、救急
- ⑧ 救護所の設営及び負傷者の状況等の情報収集
- ⑨ その他